

国立大学法人愛知教育大学学長解任規程

2015年7月10日

学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議規程（2015年学長選考会議決定）第10条の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学学長（以下「学長」という。）の解任の手續に関し必要な事項を定める。

(解任の要件)

第2条 学長を解任する要件は、次のとおりとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があるとき
- (3) 職務の遂行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められるとき
- (4) その他学長たるに適しないと認められるとき

2 国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、国立大学法人愛知教育大学監事監査規程（2004年規程第142号）第20条の規定による報告を受けたとき、又は学長が前項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(解任の審査)

第3条 学長が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、学長選考・監察会議は、速やかに審査を行い、学長を解任すべきかどうかを決定しなければならない。

- 2 学長選考・監察会議の委員総数の3分の2以上の者から前条各号のいずれかに該当するものとして審査の請求があったときは、議長は、速やかに学長選考・監察会議を開催し、審査を行わなければならない。
- 3 学長選考・監察会議は、学長から申出があるときは、前項の審査において、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(審査の請求)

第4条 学長選考・監察会議の議長は、第2条第1項各号のいずれかに該当するものとして、次の各号のいずれかの請求があったときは、速やかに学長選考・監察会議を開催し、審査を行わなければならない。

- (1) 国立大学法人愛知教育大学経営協議会又は国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会のいずれかの委員総数の2分の1以上の者から審査の請求があったとき。
- (2) 学長選考規程第9条第1項第2号から第4号に掲げる学長候補者選考のための意向聴取有資格者（以下「意向聴取有資格者」という。）の総数の3分の1以上の者から審査の請求があったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の審査において準用する。

(意見の聴取)

第5条 学長選考・監察会議は、前条の審査の参考とするために、同条の審査の請求を行った者から意見を求めるほか、必要に応じて、その他の関係者から意見を求めることができる。

(意向の聴取)

第6条 学長選考・監察会議は、第4条の審査の参考とするために、意向聴取有資格者に対し、その意向を聴取することができる。

2 前項の意向の調査を実施する場合の方法は、投票によるものとする。

3 投票の方法については学長選考・監察会議が別に定める。

(審査の通知)

第7条 学長選考・監察会議は、第3条又は第4条に基づく審査を終了したときは、その結果を速やかに学長及び第4条の審査の請求を行った者の代表者に通知し、公示する。

(解任の申出)

第8条 学長選考・監察会議は、学長を解任すべきものと決定したときは、速やかに文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長解任の手続きに必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、2015年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。